



令和 9 年度 保育所等利用案内



4 月入所申込受付（一次選考） ＜事前予約制＞

期 間 11 月 2 日(月)～11 月 17 日(火) ＜平日のみ＞

時 間 9:15～16:30 ＜30 分/枠の事前予約制＞

場 所 市役所こども施設課（2 階 2 4 番窓口）

予約方法 右記の二次元バーコードから予約してください。

予約期間 10 月 1 日(木)～11 月 16 日(月)



**※事前予約がない・申込書を記入していない・予約に遅れた等の場合、
当日の受付ができないことがあります。**

育児休業給付金の支給期間延長について

- 必要書類や手続きについての不明点は、ハローワークまたは職場へお問い合わせください。
※入所申込についてのお問い合わせは下記へご連絡ください。
- 給付延長手続きに必要な申込書の写しは、市へ提出する前にご自身でコピーをとってください。
コピーが必要なページについては、ハローワークまたは職場へお問い合わせください。

お問い合わせ先

柏原市 福祉こども部 こども施設課
電 話 072-972-1581（直通）

～目次～

1. 申込から入所までの流れ	p.1
2. 注意事項	p.1
3. 利用申込みのスケジュール	p.2
4. 教育・保育給付認定について	p.3
5. 保育の必要性について	p.4-5
6. 申込に必要なもの	p.6-7
7. 施設情報一覧表	p.8-9
8. 保育所等の保育料について	p.10-11
9. よくあるご質問	p.12

■入所申込に関するご案内■

・入所申込の有効期限について

年度内に限り、一度の申込で毎月継続して選考することが可能です。たとえば4月入所で待機となった場合、申込の取り下げ希望がない限り、5月から翌3月入所まで継続して選考可能なため、月ごとの申込は不要です。その間に転職や妊娠等、申込内容に変更があった場合は速やかにこども施設課へご連絡ください。

ただし、翌4月以降については新たに申込が必要です。また、取り下げを希望した後に再度選考を希望する場合も、新たに申込が必要です。

・利用調整の方法や点数について

提出された書類から児童の保育の必要性を確認し、各世帯ごとに「柏原市保育の利用に関する要綱」に沿って点数をつけます。その点数が高い順に利用施設の決定を行い、希望施設が全て定員に達している場合は待機となります。内定するためのボーダー（最低点）があるわけではないため、定員に空きがなければ点数が高くても入所できません。定員に空きがある場合は、希望者の中で点数が高い人から利用を決定します。

詳しい利用調整の方法については、柏原市ウェブサイトから「柏原市保育の利用に関する要綱」をご確認ください。（点数も掲載しています）

柏原市保育の利用に関する要綱

$$\boxed{\text{世帯の点数}} = \boxed{\text{父の基本点数}} + \boxed{\text{母の基本点数}} + \boxed{\text{調整点数}}$$



・過去の利用調整のボーダーや申込数等について

利用調整の結果は申し込み状況によって異なり、年度によって差があることから公表しておりません。希望施設はひとつからでも受付できますが、通える範囲で複数希望していただいた方が内定する可能性は高くなります。

1. 申込から入所までの流れ

①事前準備

「令和9年度 保育所等利用案内（本用紙）」を事前にご確認いただき、申込期間や必要書類等について十分ご確認ください。就労証明書は受け取りまでに時間を要する場合がありますので、前もって作成を依頼してください。

育児休業を取得している場合、給付金の受給延長手続きのために申込に使用する書類の写しが必要になりますので、必要に応じてコピーをとっておいてください。市が保護者に代わってコピーを用意することはありません。

②保育施設の情報収集

希望施設は事前にご家族でご相談いただき、通所可能な施設を申し込んでください。園の保育方針や入所後のイメージを知りたい場合は園見学に行かれることをおすすめします。

③事前予約（4月入所の一次選考のみ）

予約フォームから申込日の予約を行ってください。4月入所の二次選考以降の申込や、年度途中入所の申込については予約制ではありませんので開庁時間内にご来庁ください。

④申込書提出

4月入所の一次選考の手続きの場合は、予約時間に遅れないようにご来庁ください。予約時間に遅れた場合、その日の受付ができないことがあります。（例）9時15分～9時45分枠の場合、9時15分までにご来庁ください。

不足書類がある場合、選考上不利になることがありますので必ずご確認ください。また、お子様の様子もみさせていただきますので一緒にお越しください。年度途中の申込の場合は、入所希望月の前月10日（土日祝の場合は翌開庁日）が提出期限です。

⑤結果通知

【一次選考】2月上旬頃（郵送） 【二次選考】3月上旬頃（郵送） 【最終選考】3月中旬頃（内定者のみ電話連絡）

【年度途中の入所】前月の20日頃

⑥入園説明会・入園前面接（内定施設）

【一次選考】3月上旬頃（施設によって異なる） 【年度途中の入所】前月末までに個別に日程調整



利用希望月の1日から利用開始となります。

2. 注意事項

・申込期間について

期間後の受付は次の選考の対象となりますので、余裕をもって手続きを行ってください。たとえば、一次選考の申込期間内に手続きができなかった場合は、二次選考以降の選考の対象となります。やむを得ない事情により期間内の手続きができない場合は、**事前に**こども施設課へご相談ください。

・必要書類について

申込に必要な書類は全て記入し、不足がないかご確認の上提出してください。書類には「必ず提出が必要なもの」と「必要に応じて提出をするもの」があります。「必ず提出が必要なもの」は受付時に不足している場合、提出期限をお伝えしますので必ず期限内にご提出ください。申込期間・不足書類受付期間内に提出されなかった書類は選考に反映できません。「必要に応じて提出をするもの」は、申込前に事前にご確認いただき、提出を希望する場合はご準備ください。

・入所を希望する児童について

入所月に「生後3か月を経過している」「首がすわっている」「哺乳瓶からミルクが飲める」という3点が必要です。入所内定が出ても入園前の面接で上記が確認できない場合は内定取り消しになることがあります。

・書類提出後の申込内容の変更について（退職・転職・復職せず産休を取得する等、離婚や婚姻による世帯員変更等）

申込後に申込内容に変更があったり妊娠がわかった場合は、速やかにこども施設課へご連絡ください。内定後や入所後に申込内容と実態が異なっていることがわかった場合、内定取り消しや退所となる可能性があります。

・保留通知書について

入所申込の結果待機となった場合は保留通知書を発行しますが、内定を辞退した選考については発行できません。また、申込期限を過ぎた月について後から入所申込を受付することはできず、保留通知書の発行もできませんので、前もって手続きの準備を進めてください。（入所を希望せず保留通知書のみが必要という理由であっても、期間後の受付は行っていない。）

3. 利用申込みのスケジュール

入所選考は先着順ではありませんが、選考ごとに申込期間が異なりますので必ず期間内に手続きを済ませてください。

<4月入所>

選考	内容	日程	詳細
一次選考	申込準備期間	10月1日(木) ～10月30日(金)	記載方法や手続きについての質問は、受付時の不備不足を防ぐため、事前にお問い合わせください。
	申込期間	11月2日(月) ～11月17日(火)	事前予約制 予約受付期間：10月1日(月)～11月16日(月)
	不足書類・ 申込内容変更受付期限	11月30日(月)	期限後に提出された書類は、一次選考には反映されません。 どの選考の対象になるかは、二次選考以降の申込期間を確認してください。
	結果通知	2月上旬頃	郵送で結果を送付します。事前のお問い合わせには一切お答えできません。 4月分の保留通知書は、最終選考で待機となった方が発行の対象です。一次選考で待機になった場合でも、二次選考以降の申込を取り下げた場合は4月分の保留通知書の発行はできません。
二次選考	申込期間	11月18日(水) ～2月12日(金)	事前予約不要
	結果通知	3月上旬	郵送で結果を送付します。事前のお問い合わせには一切お答えできません。
最終選考	申込期間	2月15日(月) ～3月10日(水)	事前予約不要
	結果通知	3月中旬頃	内定者のみ電話連絡します。待機者は末ごろに保留通知書等を送付します。
共通	入園説明会・内定施設での入園前面接等	3月上旬頃	一次選考での内定者のみ。二次・最終選考での内定者は個別に日程調整の上行います。
	保留通知書送付	3月末頃	4月入所が待機となった方で、申込の取り下げをしていない方全員に送付します。
	保育料決定通知等送付	4月上旬頃	入所後に園経由で配布します。（他市町村の施設に入所する場合を除く）

<他市町村の施設を希望する方>

通常の申込とは異なりますので、以下の手順で申し込み準備を進めてください。

- ①希望する施設のある自治体に、「柏原市」を通しての申込が必要か、直接申込かを確認する。
→直接申込の場合は自治体の案内に従ってください。
- ②「柏原市」を通しての申込が必要な場合、入所を希望する自治体の「申込期限」を確認する。
- ③確認した「**申込期限**」の**2週間前までに**、入所申込に必要な書類を柏原市へ提出する。
※広域入所の申込に限り、他市町村の様式も受付可能です。

<5月以降の年度途中入所>（空きがある施設のみ、毎月選考を行います）

内容	日程	詳細
申込・申込内容変更受付期限	入所希望月の前月10日	事前予約不要。 10日が土日祝の場合は翌開庁日が提出期限。
結果通知	前月20日頃	初回の選考のみ電話連絡いたします。継続選考分については内定者のみ電話連絡いたします。
内定施設での面接	前月20日頃から月末まで	内定施設と直接日程調整をしていただきます。
【内定者】保育料決定通知等送付 【待機者】保留通知書送付	前月末頃	自宅へ郵送します。

4. 教育・保育給付認定について

保育所（園）・認定こども園（保育部分）等の利用には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定とは、必要に応じた保育サービスを提供するため、保育の必要性や必要量を判定するものです。

（１）認定区分について

教育・保育給付認定では、まず、「教育・保育給付認定申請書」、「就労証明書」、「現況届出書」等を提出いただき、保育の必要性があるか判定を行います（４ページ「５．保育の必要性について」をご参照ください）。保育の必要性があると認められた児童については、下記表のとおり、年齢に応じて「２号認定」又は「３号認定」の決定を行い、保育所等の利用調整を行います。なお、保育の必要性を認定できなかった場合は、保育所等を利用できません。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定	満３歳以上	無し	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
２号認定	満３歳以上	有り	保育所（園）・認定こども園（保育部分）等
３号認定	満３歳未満	有り	保育所（園）・認定こども園（保育部分）等

（２）保育必要量の認定と有効期限について

「２号認定」又は「３号認定」を受けた方については、さらに**保育必要量と有効期限**の認定を行います。保育必要量には「**保育短時間**」と「**保育標準時間**」の２種類があり、下記「利用イメージ」のとおり、保育所等を利用できる時間や利用料が異なります。「**保育標準時間**」での認定には条件がありますが、条件を満たしている場合は希望により「**保育短時間**」でも認定可能です。

なお、保育必要量や有効期限は、保護者の保育を必要とする事由によって異なりますので、詳細は次ページをご確認ください。

【利用イメージ】



※ 開所時間は、施設によって異なりますので、詳細については８ページ「施設情報一覧表」をご確認ください。

※ 時間外保育料については、11ページ「保育所等の時間外保育料について」をご確認ください。

※ 土曜日や平日の9:00～17:00以外の保育を利用される方は、別途申請が必要となる場合がありますので、各施設にご相談ください。（保育標準時間認定となった方についても同様です。）

（３）支給認定証の交付について

認定を受けた全ての保護者様に対して、「教育・保育給付認定決定通知書」をお渡ししておりますが、「支給認定証」の交付は、別途申請が必要です。利用を希望する施設から教育・保育給付認定に関する証明の提示を求められている等の理由で、「支給認定証」の交付が必要な方は、市役所こども施設課（窓口②④）にてお手続きください。

なお、認定の内容は、「教育・保育給付認定決定通知書」でご確認いただけます。

また、支給認定証は、申請を受けてから30日以内に発行することとなっていますが、4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、2月初旬以降に送付する予定ですので、あらかじめご了承ください。

5. 保育の必要性について

教育・保育給付認定を受けるために必要な要件は以下のとおりです。申し込みにはそれぞれ必要な書類が異なります。

事由	条件	必要書類	添付書類
就労 ※育児休業を取得中で入所後45日以内に復職する場合は「就労」で認定・選考可能ですが、 <u>入所後に必ず「復職証明書」の提出が必要です。</u>	恒常的に月 64 時間以上（休憩時間除く）の就労をしていること	就労証明書	開業届（写し） ※個人事業主で、申込時点の就労実績がーか月未満の場合のみ
妊娠・出産	出産前後のため児童の保育ができない場合	母子健康手帳の写し （氏名・出産予定日の記載箇所）	
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	現況届出書 （求職活動欄）	ハローワークの受付票 ※持っている方のみ（提出がなくても選考可能です）
疾病	疾病・負傷により保育ができない場合	現況届出書（疾病欄） または 診断書の写し	
障害	障害により保育ができない場合	現況届出書 （障害欄）	障害者手帳の写し
介護・看護	親族を常時介護又は看護している場合	現況届出書 （介護・看護欄）	【被看護者が障害者】 障害者手帳の写し 【被介護者が介護認定あり】 介護保険被保険者証の写し 【被看護者がそれ以外の疾病】 診断書の写しまたは現況届出書疾病欄
就学・職業訓練	月に 64 時間以上就学（職業訓練を含む）している場合	現況届出書 （就学等欄）	
育児休業中 ※入所後45日以内に復職する場合は「就労」で認定・選考可能です。	育児休業を取得しており、下記条件の <u>いずれか</u> を満たす場合 ・申込児童にきょうだいがいない ・申込児童の就学前きょうだいが、既に保育所等を利用している ・申込児童の就学前きょうだいが、既に入所申込をしているまたは同時に入所申込を行う	就労証明書	
災害復旧	災害の復旧に当たっている場合	罹災証明書	

留意事項	保育必要量	有効期限
外勤の方は職場に記載を依頼してください。 個人事業主の方はご自身で記載してください。 内職の方は内職提供者に記載を依頼してください。 就労証明書は入所希望月から6か月以内に作成されたものが有効です。 起業中の場合は「求職活動」でお申し込みください。	標準時間→就労時間が月 120 時間以上 短時間→就労時間が月 120 時間未満※	小学校就学前まで
柏原市の母子健康手帳では表紙・4 ページ目です。 産前産後の期間中の保護者については、他の事由があっても必ず「妊娠・出産」の認定になります。	標準時間/短時間 どちらでも認定可	出産予定日を基準として計算し、産前 6 週前（多胎出産の場合は 1 4 週前）の属する月の初日から、出産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
入所後 3 か月以内に就労を開始しておらず、保育の必要性が認められない場合は原則退所となります。（4 月入所の場合は 6 月末日をもって退所）	短時間	効力発生日から 9 0 日を経過する日が属する月の末日まで
現況届出書（疾病欄）を提出する場合は、医療機関に記載を依頼してください。	標準時間/短時間 どちらでも認定可	小学校就学前まで
障害者手帳の有効期限が切れているものは受付できません。	標準時間/短時間 どちらでも認定可	小学校就学前まで
被介護者・被看護者が通学している場合は「在学証明書」等の通学していることの証明書も追加で提出してください。	標準時間/短時間 どちらでも認定可	小学校就学前まで
就学・職業訓練先に記載を依頼してください。	標準時間→就学時間が月 120 時間以上 短時間→就学時間が月 120 時間未満※	学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
必ず職場に記載を依頼してください。 就労証明書は入所希望月から6か月以内に作成されたものが有効です。	短時間	育児休業終了まで
	標準時間/短時間 どちらでも認定可	小学校就学前まで

※勤務・就学時間等の理由で常態的に時間外保育を利用することが書面で確認できる場合は、標準時間でも認定可能です。

6. 申込に必要なもの

No.	持ち物	留意事項
1	マイナンバーカード	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の「申請保護者」欄に記載した保護者のマイナンバーカードが必要です。 マイナンバーカードがない場合は、「マイナンバー入りの住民票」を持参してください。
2	顔写真付き身分証明書	マイナンバーカードや運転免許証等。 顔写真付きの身分証明書がない場合は、官公署発行書類等で、「氏名・生年月日または住所」の記載があるものを 2点 お持ちください。
3	申込書一式	必要書類は下記で確認してください。 全て記載された状態でお持ちください。消えるペンは使用しないでください。 修正テープや修正液は使用できないため、二重線で訂正してください。
4	母子健康手帳	提出書類に不備があった場合確認させていただくことがあります。

<申込書一式詳細> **必ず提出が必要なもの**

No.	書類	留意事項
1	教育・保育給付認定申請書兼 保育利用申込書	児童1人につき、1部必要です。世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。 両面印刷なので、すべてのページを記載してください。
2	提出書類チェックリスト	来庁前に✓をしてから提出してください。

以下は保育の必要性の事由によって異なります。(父母※それぞれ一部ずつ必要) **必ず提出が必要なもの**

※婚姻していない友人・パートナーも、同居している場合は必ず提出が必要です。

※離婚が成立していない配偶者、離婚調停中であるが同居している配偶者も必ず提出が必要です。

現況届出書記入例



事由	必要書類	留意事項
就労	就労証明書 ※裏面の保護者記入欄も忘れずに記載してください。	外勤の方は勤務先に記載を依頼してください。 個人事業主の方はご自身で記入してください。 訂正がある場合は、担当者の訂正印が必要です。 (修正テープや修正ペンの使用不可)
	開業届の写し	最近開業し、申込時点で就労実績が一か月未満の場合のみ提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	氏名・出産予定日の記載がある2箇所(柏原市の母子健康手帳では表紙・4ページ目です。)
求職活動	現況届出書(求職活動)	
疾病	現況届出書(疾病) または 診断書の写し	現況届出書を提出する場合は医療機関に記載を依頼してください。
障害	現況届出書(障害)	
	障害者手帳の写し	入所月時点で有効期限が切れている場合は再提出を求められます。
介護	現況届出書(介護・看護)	
	介護保険被保険者証の写し	
看護	現況届出書(介護・看護)	
	障害者手帳の写し または 診断書の写し または 現況届出書疾病欄	
就学・ 職業訓練	現況届出書(就学等欄)	就学・職業訓練先に記載を依頼してください。※下部の保護者記入欄はご自身で記入してください。
育児休業中	就労証明書	勤務先に記載を依頼してください。
災害復旧	罹災証明書	

＜申込書添付書類＞ **対象世帯のみ追加で提出が必要なもの**

※波線は利用調整（選考）の加点・減点に影響するため、必ず確認してください。

※**加点は書類の確認をもって行います。書類の提出がない場合は、加点対象とはなりません。**申込書と同時に提出してください。

対象世帯	書類	留意事項
成人済の同居人がいる世帯	就労証明書 または 学生証（在学証明書）または 現況届出書	<u>入所日時点で 18 歳以上、65 歳未満の同居人がいる場合は</u> その方の保育の必要性を証明する書類を添付してください。 <u>添付がない場合減点となります。</u>
令和 8 年 1 月 1 日時点の住民票上の居住地が柏原市外の世帯	父母の課税証明書（令和 8 年度分）	令和 8 年 1 月 1 日時点で住民票上の居住地があった自治体で取得してください。 <u>添付がなく市民税所得割が確認できない場合、利用調整で同点の世帯がいた場合、優先されません。</u>
認可外施設や一時保育サービスを利用している世帯	契約書 または 利用月と利用時間がわかる領収書等	<u>既に入所申込をしており、その待機期間中に恒常的に有償で月 48 時間以上利用している場合のみ</u> 加点対象となります。配点の詳細は要綱をご確認ください。 ※待機期間中でない利用分は加点対象になりません。
ハローワークを利用して求職活動をしている世帯	受付票の写し	求人票の写し等は不可。 <u>添付がある場合加点の対象となります。</u>
個人事業主の世帯	開業届の写し	就労証明書作成時点で就労実績が一月未満（最近開業した）の場合のみ必要。既に実績がある場合は添付不要です。ウェブ申請の場合、届出書を印刷して提出してください。
柏原市に転入予定の世帯	賃貸契約書の写し または 売買契約書の写し または 転入に関する申立書	契約書は住む物件の「住所が記載されている箇所」、「引き渡し日」が記載されている箇所、「契約書末尾の契約印がある箇所」をコピーしてください。 <u>提出がない場合、柏原市外在住の世帯として点数をつけて選考します。</u>
在宅障害児がいる世帯	障害者手帳の写し（父母）	「障害」以外の事由で入所申込をしている世帯は、 <u>加点対象となります。</u> また、保育料等の軽減措置対象となる可能性があります。有効期限が切れている場合は再提出を求めることがあります。
	障害者手帳の写し（父母以外）	保育料等の軽減措置対象となる可能性があります。有効期限が切れている場合は再提出を求めることがあります。
離婚調停中の世帯	事件係属証明書の写し	父母の別居が確認できる場合のみ、ひとり親を証する書類として取り扱います。 住民票上の居住地が同じ場合はひとり親としてみなすことはできないため、調停の相手方の就労証明書等保育の必要性を証する書類の提出が必要です。
親族の介護・看護をしている「介護・看護」以外の事由で申し込む世帯	①【被看護者が障害者】 障害者手帳の写し ②【被介護者が介護認定あり】 介護保険被保険者証の写し ③【被看護者がそれ以外の疾病】 診断書の写しまたは現況届出書疾病欄 ＋ 現況届出書（介護・看護欄）	「就労」等の「介護・看護」以外の事由で申し込む場合、同時に常態的に親族の介護を行っている場合は加点の対象となります。 左記の①～③のうち一種類と、現況届出書（介護・看護欄）の両方を提出してください。
「疾病」以外の理由で申し込む <u>父母に</u> 疾病がある世帯	診断書の写し または 現況届出書疾病欄	<u>「疾病」でも認定可能と判断できる場合は</u> 加点の対象となります。
生計を一にする柏原市外に住んでいる子どもがいる世帯	別居子どもの住民票	提出がある場合、保育料や延長保育料について多子世帯の軽減対象となる可能性があります。
生計中心者であったが失業し、求職活動を行う者	失業を証明する書類、生計中心者を証明する書類等	<u>加点の対象となりますが、自己都合による退職は対象外です。</u> 必要書類については事前にお問い合わせください。
関係機関における証明書類があり、社会的養護が必要で里親委託が行われている世帯	関係機関等の証明書類	

7. 施設情報一覧表

施設案内は、柏原市ウェブサイトから「柏原市認可保育所等一覧」をご確認ください。



区分		施設名	住所	電話番号
保育所	市立	柏原西保育所	大正 3-8-8	072-973-0454
	民間	南河学園附属国分保育園	国分本町 7-6-14	072-978-6825
		かしわ保育園	法善寺 3-600-2	072-973-0521
		まどか保育園	大県 4-631	072-971-4520
		北阪保育園	片山町 1-19	072-977-4936
		旭丘まぶね保育園	旭ヶ丘 3-13-43	072-976-1912
		法善寺保育園	法善寺 3-801	072-971-2612
認定こども園	市立	かしわらこども園	大正 1-9-54	072-972-1413
		こくぶこども園	国分本町 6-11-28	072-978-6368
		たまでこども園	玉手町 12-30	072-978-6132
		かたしもこども園	平野 1-6-2	072-972-3776
	民間	第二白鳩幼稚園	大県 1 - 9 - 1 4	072-971-0555
		関西女子短期大学附属幼稚園	旭ヶ丘 3-11-1	072-977-0602
		(仮称) みずほこども園 (旧) みずほ保育園 (※)	大県 1-3-22	072-972-0822
小規模保育事業	民間	ニチイキッズ柏原保育園	国分西 1-1-17 幸喜ビル 2 階	072-975-2225
		つくし保育所	国分本町 3-9-3	070-5580-3369

(※) 令和8年8月時点で令和9年4月以降に認定こども園へ移行予定
各施設の入所可能年齢(月齢)は、裏表紙をご確認ください。

施設名	開所時間	延長保育時間	駐車場	駐輪場	制服	保護者会
柏原西保育所	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (許可制)	可	無	無
南河学園附属国分保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	無	可	有	有
かしわ保育園	7:30~18:30		10台	可	無	無
まどか保育園	7:30~19:00		8台	可	無	無
北阪保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	6台	有	無	有
旭丘まぶね保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	11台	有	有	無
法善寺保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	6台	有	無	無
かしわらこども園	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (許可制)	有	無	無
こくぶこども園			有 (許可制)	有	無	無
たまたこども園			有 (許可制)	有	無	無
かたしもこども園			有 (許可制)	可	無	有
第二白鳩幼稚園	7:30~18:30		有	有	有	有
関西女子短期大学附属 幼稚園	7:30~19:00		有 (使用 不可日有)	有	有	有
(仮称) みずほこども園 (旧) みずほ保育園 (※)	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (許可制)	有	無	無
ニチイキッズ柏原保育園	7:30~19:30	18:30~19:30	無	無	無	無
つくし保育所	7:00~19:00	7:00~7:30 18:30~19:00	14台	有	無	無

小規模保育事業の連携施設については、市立こくぶこども園となります。したがって、2歳児クラス卒園後は、市立こくぶこども園へ通園することが可能です。

8. 保育所等の保育料について

保育所等の保育料について(2号・3号認定用)

保育所(園)・認定こども園等を2号認定・3号認定を受けて利用される方用の案内です。

柏原市保育所等保育料徴収基準額表（令和元年1 0月現在）								
※この表の金額はクラス年齢ごとの1か月あたりの保育料であり、柏原市に在住する全ての児童に適用されます。								
※保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。								
階層	定 義		0歳～2歳児クラス		3～5歳児クラス			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護世帯等		保育料無償		保育料無償 ※給食費は保護者の皆様のご負担となります。 金額は施設により異なります。 なお、次のいずれかに該当する場合、副食費については免除となります。 ・年収360万円未満相当の世帯 ・就学前でかつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が2人以上いる			
2A	市町村民税非課税世帯（軽減措置）							
2	市町村民税非課税世帯							
3A	市町村民税所得割非課税世帯（軽減措置）							
3	市町村民税所得割非課税世帯		8,000	7,900				
4A	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600 円未満(軽減措置)	5,550	5,450				
4		48,600 円未満	11,100	10,900				
5A		63,000 円未満(軽減措置)	7,500	7,350				
5		63,000 円未満	15,000	14,700				
6A		77,101 円未満(軽減措置)	9,000	9,000				
6		77,101 円未満	22,000	21,600				
7		80,100 円未満	22,000	21,600				
8		120,000 円未満	25,900	25,500				
9		151,000 円未満	36,000	35,400				
10		180,000 円未満	44,500	43,800				
11		220,000 円未満	49,100	48,300				
12		250,000 円未満	56,800	55,900				
13		280,000 円未満	58,000	57,000				
14		301,000 円未満	59,000	58,000				
15		397,000 円未満	60,000	59,000				
16		397,000 円以上	62,000	61,000				
備考	就学前かつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が1人いる場合、保育料は半額に、2人以上いる場合は無料になります。ただし、市町村民税所得割額(合算額)が57,700円未満の場合は全ての兄・姉の人数で計算をします。							
	第2～6階層には次の(1)～(3)に該当する場合、保育料の軽減措置があります(2A～6A)。(第2子以降は無料) (1)ひとり親世帯等(同居者がいる場合を除く) (2)在宅障がい児(者)のいる世帯 (3)申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合							

(1) 保育料決定方法

4月～8月分保育料は前年度の、9月～翌年3月分保育料は当年度の父母及び家計の主宰者の市町村民税額(合算額)を保育料徴収基準額表に当てはめ、保育料を算定します。

市民税の税額が決定・更正された場合や保育料の軽減措置の対象になるような変更があった場合、年度内については遡って保育料を決定・変更いたします。

例) 保 育 料 市 民 税 課 税	令和9年4月～8月分	令和9年9月～令和10年3月
	令和8年度 市町村民税額	令和9年度 市町村民税額

※保育料の算定にあたっては、住宅ローン控除や寄付金控除などの税額控除を適用しません。

※未申告等で課税額不明の場合は、最高階層で仮決定をします。

Q.保育料がおおよそいくらになるか知りたい！



お答えします！

A.保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割額については、給与から住民税が特別徴収（いわゆる天引き）されている方は毎年6月に勤務先から受け取られる「特別徴収税額の決定・変更通知書」にて確認できます。

詳細な確認方法については、ウェブサイトをご確認ください。



(2) 家計の主宰者の決定方法

[1] 扶養義務者等と同居している場合

父母それぞれの収入額がともに**123万円未満(※1)**の場合は、同居（住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく）している者のうち、**最多収入・最多税額の者を家計の主宰者**とします。

(※1)税制改正により変更の可能性あり

[2] 上記以外の場合

父母を家計の主宰者とします。

(3) 保育料の支払方法

【公立保育所、公立認定こども園及び私立保育所】

徴収者 … 柏原市

納期限 … 毎月末日（12月のみ25日） ※末日が土・日・祝日の場合はその翌平日となります。

支払方法 … 口座振替方式

【私立認定こども園及び小規模保育事業所】

徴収者 … 各施設

納期限等 … 納期限、支払方法等については、各施設にお問合せ下さい。

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内納付にご協力をお願いします。

保育料を滞納すると、自宅や勤務先への電話、給与等の差押え等を受ける場合があります。

家計の事情で保育料の納付が厳しい場合は、児童手当からの徴収や分割でのお支払も可能ですので、**市役所こども施設課（24番窓口）**までご相談ください。

幼児教育・保育の無償化の対象

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの小学校就学前の3年間の保育料等が無償化されました。

※0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料等が無償化されます。

5歳児クラス	無償化対象
4歳児クラス	
3歳児クラス	
2歳児クラス	無償化対象外
1歳児クラス	
0歳児クラス	

※非課税世帯のみ対象

2歳児クラスの児童が、誕生日を迎え3歳に到達しても、無償化対象となるのは、翌年度の3歳児クラスからです。

保育所等の時間外保育料について

認定を受けた保育時間以外に保育を受ける場合に必要となる時間外保育料は、各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。詳細は各施設にお問い合わせください。

なお、公立施設における時間外保育の利用時間イメージ及び料金は以下のとおりです。

	7:30	9:00	17:00	18:30	19:00
標準時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
短時間認定	1回あたり 500円	原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円	

時間外保育料は通常の保育料と同様に、第2子…半額、第3子…無料となります。

なお、18:30～19:00の1回あたりの上限額は3,000円です。（第2子…半額、第3子…無料）

※時間外保育料については無償化対象外です。

9. よくあるご質問

Q1. 入所後に転所（園）できますか。
原則年度途中の転所（園）はできません。4月（進級）のタイミングのみ、転所（園）の希望を提出することができます。 転所（園）の可否は、新規の入所申込者と一緒に行う利用調整によって決定します。入所後10月頃に配布する継続利用申込書を転所（園）希望でご提出ください。利用調整により転所（園）できなかった場合は、その時点で在籍している施設にもう一年度通所することになります。
Q2. 希望する施設は少ない方が有利ですか。
有利になることはありません。希望施設の数利用調整の有利不利に一切影響しません。本命の施設しか希望しない場合でも、その施設に入所できる可能性が高くなることはありません。通える範囲で複数の施設を希望することをおすすめします。
Q3. 育児休業給付金の支給期間延長手続きはどうしたら良いですか。
手続きの詳細や書類の記載方法等については、ハローワークや職場へご確認ください。入所申込や保留通知書に関する不明点がありましたらこども施設課までお問い合わせください。 入所申込が遅れたことにより、必要な月の保留通知書の入手ができなかった場合の手続きについては提出先が職場へご相談ください。（申込期限後の保留通知書の発行依頼には対応できません。）
Q4. 育児休業給付金の支給期間延長手続きについて、希望施設はひとつでも良いですか。この内容で延長できますか。等
市の事業ではないため、市では判断することができません。ハローワークや職場へご相談ください。
Q5. 離婚する予定です。配偶者の就労証明書も必要ですか。
ひとり親としての判定は「①父母の住民票上の居住地が別であること」+「②離婚が成立していること または 離婚調停中であること」が条件です。①と②を両方満たしていない場合は、配偶者の就労証明書や保育の必要性を証するものの提出が必要です。 離婚調停中の場合は、「事件係属証明書」の写しの提出が必要です。 「事件係属証明書」の発行に時間がかかる等、申込時の提出が間に合わない場合は事前にご相談ください。
Q6. 現在育児休業を取得している会社を復職せずに退職する予定です。どのように手続きしたら良いですか。
入所する時点で退職しているのであれば「求職活動」でお申し込みいただき、転職先が決まり次第、申込内容の変更手続きがありますのでこども施設課までご連絡ください。育児休業を取得している方は、「入所日から45日以内に復職する場合」のみ就労で選考可能です。 復職予定で申込をした場合、入所後に「復職証明書」の提出がなければ原則退所となります。
Q7. 派遣社員として育児休業を取得しており、復職後は産休前の職場とは違うところに派遣される予定です。就労証明書の作成はどうしたら良いですか。
派遣会社に「4 本人就労先事業所」に「未定」、「18 備考」に「復職後の派遣先は復職が決まり次第決定します」等の記入を依頼してください。派遣先が未定の場合でも、復職後は「6 就労時間」のとおりにならなければならないため、復職後の就労条件については事前に派遣会社と調整してください。申込時に提出した条件が、入所後にご提出いただく復職証明書の内容と大きく異なる場合は退所となる可能性があります。
Q8. 復職後は時短勤務を取得予定ですが、時間帯や取得期間が未定です。就労証明書の作成はどうしたら良いですか。
時短勤務を取得の場合は、「6 就労時間」に雇用契約上の就労条件、「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」に取得予定の就労条件の記載を依頼してください。時間帯等が未定の場合でも取得予定がある場合は、「最大の時間数取得した場合」「最大の期間取得した場合」の条件で時間帯と取得期間の記載を依頼してください。ただし、申込児童が就学後も時短勤務を取得する場合は雇用契約上の就労時間ではなく、時短勤務での就労時間で選考することになるため、選考上不利になることがあります。
Q9. 復職後は時短勤務を取得予定です。入所申込に影響しますか。
時短勤務取得期間が、申込児童の就学前までに終了する場合は影響しません。雇用契約上の就労時間で利用調整を行います。時短勤務取得期間は、就労証明書の「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」により判断します。
Q10. 柏原市へ引越す予定です。柏原市への入所申込はどうしたら良いですか。
申し込み時点で住民票のある自治体から手続きしてください。転入を証する書類の提出がある場合のみ、柏原市在住の方と同じように点数をつけて選考することが可能です。申込期限までに転入を証する書類の提出がない場合は、市外在住の方として点数をつけて選考します。郵送での手続きとなるため、提出期限に間に合わないということがないように、早めに今住んでいる自治体の入所担当課へご相談ください。手続きには可能な限り柏原市の様式をご利用ください。今住んでいる自治体の様式でも受付可能ですが、柏原市へ転入後に柏原市の様式で再提出が必要となります。入所月の月末までには、転入届の提出を済ませてください。

柏原市内保育所等所在地

■柏原地区■

【市立認定こども園】

- ①かしわらこども園
- ②かたしもこども園

【市立保育所】

- ③柏原西保育所

【民間保育園】

- ④かしわ保育園
- ⑤まどか保育園
- ⑦法善寺保育園

【私立認定こども園】

- ⑥（仮称）みずほこども園
（旧）みずほ保育園（※）
- ⑬第二白鳩幼稚園

■国分地区■

【市立認定こども園】

- ⑧たまたこども園
- ⑨こくぶこども園

【民間保育園】

- ⑩旭丘まぶね保育園
- ⑪北阪保育園
- ⑫南河学園附属国分保育園

【私立認定こども園】

- ⑭関西女子短期大学附属幼稚園

【小規模保育事業】

- ⑮ニチキッズ柏原保育園
- ⑯つくし保育所

（※）令和8年8月時点で令和9年4月以降に認定こども園へ移行予定

【一時保育サービス】

- ・週2～3日就労するなど家庭保育が困難な場合、週3日以内で6か月以内の利用
- ・保護者の急な病気や出産・家族の介護や冠婚葬祭などで家庭保育が困難な場合

- （仮称）みずほこども園（旧）みずほ保育園（※） 972-0822
- 北阪保育園 977-4936
- 南河学園附属国分保育園 978-6825

詳細はこちら→



柏原市内保育所等一覧表

区分		保育所名	クラス	月齢要件	電 話
保 育 所	市立	柏原西保育所	1～5	令和8年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	973-0454
	民間	南河学園附属 国分保育園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	978-6825
	民間	かしわ保育園	0～2	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	973-0521
	民間	まどか保育園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	971-4520
	民間	北阪保育園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	977-4936
	民間	旭 丘 まぶね保育園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	976-1912
	民間	法善寺保育園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	971-2612
認 定 こ ど も 園	市立	かしわらこども園	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	972-1413
	市立	こくぶこども園	1～5	令和7年7月31日までに生まれている児童（1・2歳児混合クラスになります）	978-6368
	市立	たまたこども園	1～5	令和8年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	978-6132
	市立	かたしもこども園	1～5	令和8年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	972-3776
	民間	(仮称)みずほこども園 (旧)みずほ保育園(※)	0～5	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	972-0822
	民間	第二白鳩幼稚園	3～5	令和9年4月1日までに3歳に達しており、かつ面接により保育可能と判断された児童	971-0555
	民間	関西女子短期 大学附属幼稚園	0～5	出生後6か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	977-0602
小 規 模 保 育 事 業	民間	ニチイキッズ 柏原保育園	0～2	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	975-2225
	民間	つくし保育所	0～2	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	070-5580 -3369

（※）令和8年8月時点で令和9年4月以降に認定こども園へ移行予定。

クラス年齢表

5歳クラス	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日生まれ	（2021.4.2～2022.4.1）
4歳クラス	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日生まれ	（2022.4.2～2023.4.1）
3歳クラス	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日生まれ	（2023.4.2～2024.4.1）
2歳クラス	令和6年4月2日	～	令和7年4月1日生まれ	（2024.4.2～2025.4.1）
1歳クラス	令和7年4月2日	～	令和8年4月1日生まれ	（2025.4.2～2026.4.1）
0歳クラス	令和8年4月2日	～		（2026.4.2～ ）

クラス…入所する年度の4月1日時点の年齢で決定します。誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末までは同じクラスです。